

障害者虐待防止法における 「施設従事者等による障害者虐待」 について

名古屋市健康福祉局
障害福祉部障害企画課
岡 大樹

1

本日の内容

- 1 障害者虐待防止法及び障害者虐待の状況について
- 2 虐待発生要因及び虐待判断について
- 3 障害者福祉施設等の虐待防止と対応 <主に事前対応>
- 4 虐待が疑われる事案があった場合の対応 <主に事後対応>
- 5 参考資料

2

1 障害者虐待防止法について

▶ 正式名称

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

▶ 目的（趣旨）

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重大であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に対する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資すること。

3

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待とは

障害者福祉施設従事者等が行う次のいずれかに該当する行為

①身体的虐待	障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
②性的虐待	障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
③心理的虐待	障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
④放棄・放置 (ネグレクト)	障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
⑤経済的虐待	障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

※下線部は、養護者による障害者虐待と規定が異なる点

4

(1) 身体的虐待

① 暴力的行為

- 【具体的な例】
- ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。
 - ・ぶつかって転ばせる。
 - ・刃物や器物で外傷を与える。
 - ・本人に向けて物を投げつけたりする。
 - ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。

② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに障害者を乱暴に扱う行為

- 【具体的な例】
- ・医学的診断や個別支援計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。
 - ・介助がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。
 - ・車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。
 - ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる、飲み物を飲ませる。

5

③ 正当な理由のない身体拘束

- 【具体的な例】
- ・車いすやベッドなどに縛り付ける。
 - ・手指の機能を制限するためにミトン型の手袋を付ける。
 - ・行動を制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる。
 - ・職員が自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
 - ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
 - ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

6

（２）性的虐待

○あらゆる形態の性的な行為又はその強要

- 【具体的な例】
- ・キス、性器等への接触、性交
 - ・性的行為を強要する。
 - ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。
 - ・わいせつな映像や写真をみせる。
 - ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。
 - ・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり、映像や画像を撮影する。
 - ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。
 - ・人前で排泄をさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。

7

（３）心理的虐待

①威嚇的な発言、態度

- 【具体的な例】
- ・怒鳴る、罵る。
 - ・「ここ（施設等）にいらなくなるよ」「追い出す」などと言い脅す。
 - ・「給料もらえないですよ」「好きなもの買えなくなりますよ」などと威圧的な態度。

②侮辱的な発言、態度

- 【具体的な例】
- ・排泄の失敗や食べこぼしなどを嘲笑する。
 - ・日常的にからかったり、「バカ」「あほ」「死ね」など侮蔑的なことを言う。
 - ・排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。
 - ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。
 - ・本人の意思に反して呼び捨て、あだ名などで呼ぶ。

8

③障害者や家族の存在や行為、尊厳を否定、無視するような発言、態度

- 【具体的な例】
- ・無視する。
 - ・他の利用者に障害者や家族の悪口等を言いふらす。
 - ・「意味もなく呼ばないで」「どうしてこんなことができないの」などと言う。
 - ・障害者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。
 - ・したくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。

④障害者の意欲や自立心を低下させる行為

- 【具体的な例】※ 前提：本人の意思や状態を無視した上で
- ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先しおむつを使う。
 - ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し食事の全介助をする、職員が提供しやすいように食事を混ぜる。
 - ・自分で服薬ができるのに、食事に薬を混ぜて提供する。

⑤交換条件の提示

- 【具体的な例】
- ・「これができたら外出させてあげる」「買いたいならこれをしてからにしない」などの交換条件を提示する。

9

⑥心理的に障害者を不当に孤立させる行為

- 【具体的な例】
- ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。
 - ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。
 - ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。
 - ・その利用者以外の利用者だけを集めて物事を決める、行事を行う。

⑦その他著しい心理的外傷を与える言動

- 【具体的な例】
- ・車いすでの移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。
 - ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。
 - ・利用者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。
 - ・利用者の前で本人の物を投げたり蹴ったりする。
 - ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。
 - ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。

10

（４）放棄・放任（ネグレクト）

①必要とされる支援や介助を怠り、障害者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為

- 【具体的な例】
- ・入浴しておらず異臭がする、排泄の介助をしない、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。
 - ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。
 - ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。
 - ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。
 - ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。
 - ・室内にごみが放置されている、ネズミやゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。

②障害者の状態に応じた診療や支援を怠ったり、医学的診断を無視した行為

- 【具体的な例】
- ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。
 - ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。
 - ・本人の嚥下できない食事を提供する。

11

③必要な用具の使用を限定し、障害者の要望や行動を制限させる行為

- 【具体的な例】
- ・移動に車いすが必要であっても使用させない。
 - ・必要なめがね、補聴器、補助具等があっても使用させない。

④障害者の権利や尊厳を無視した行為又はその行為の放置

- 【具体的な例】
- ・他の利用者に暴力を振るう障害者に対して、何ら予防的手立てをしていない。
 - ・話しかけ等に対し「ちょっと待って」と言ったまま対応しない。

⑤その他職務上の義務を著しく怠ること

12

（５）経済的虐待

○本人の同意（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある。以下同様）なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

- 【具体的な例】
- ・ 本人所有の不動産等の財産を本人に無断で売却する。
 - ・ 年金や賃金を管理して渡さない。
 - ・ 年金や預貯金を無断で使用する。
 - ・ 本人の財産を無断で運用する。
 - ・ 事業所、法人に金銭を寄付・贈与するよう強要する。
 - ・ 本人の財産を、本人が知らない又は支払うべきではない支払に充てる。
 - ・ 金銭・財産等の着服・窃盗等
- （障害者のお金を盗む、無断で使う、処分をする、無断流用する、おつりを渡さない。）
- ・ 立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。
 - ・ 本人に無断で親族にお金を渡す、貸す。
 - ・ 日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。

13

【参考】虐待行為に対する刑事罰

障害者虐待は、刑事罰の対象になる場合があります。

①身体的虐待	殺人罪、傷害罪、暴行罪、逮捕監禁罪
②性的虐待	不同意わいせつ罪、不同意性交等罪
③心理的虐待	脅迫罪、強要罪、名誉毀損罪、侮辱罪
④放棄・放置 (ネグレクト)	保護責任者遺棄罪
⑤経済的虐待	窃盗罪、詐欺罪、恐喝罪、横領罪

14

【参考】名古屋市における障害者虐待の状況

(単位：件)

		R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
相談受付件数 (実件数)	養護者による虐待	203	197	203
	施設従事者等による虐待	117	122	180
	計	320	319	383
虐待と判断した件数 (実件数)	養護者による虐待	57	43	43
	施設従事者等による虐待	9	16	59
	計	66	59	102

※名古屋市が障害福祉サービスを支給決定している障害者への虐待事例の件数

※施設従事者等による虐待は、同一施設で複数の被虐待者がいる場合も1件と計上

15

【参考】施設従事者等による虐待の内訳（愛知県2023年度実績）

○虐待類型 (単位：件)

	虐待件数	割合
身体的虐待	50	35.7%
性的虐待	8	5.7%
心理的虐待	43	30.7%
放棄・放置	10	7.1%
経済的虐待	29	20.7%
計	140	100%

○障害種別 (単位：人)

	被虐待者数	割合
身体障害	171	16.9%
知的障害	599	59.2%
精神障害	210	20.8%
発達障害	17	1.7%
難病等	1	0.1%
不明	13	1.3%
計	1,011	100%

16

2 虐待発生要因及び虐待判断について

(1) 「虐待発生要因」からの検討（愛知県研修資料より引用）

要因① 教育・知識・介護技術等に関する問題

→虐待防止研修、重度行動障害への対応研修等で改善が図られる。

＜不適切な例＞

- ・ 正規職員のみ研修を受けて、パート職員が受講していない。
- ・ 外部研修に参加しても、それが他の職員にフィードバックされていない。

要因② 職員のストレスや感情コントロールの問題

○職場環境が悪いことがストレスの原因となっている場合

→風通しのよい職場づくり、業務量の調整、職員同士で話し合える体制

○虐待者個人の資質の問題である場合

→人員配置の検討（特に対人、対業務との相性の問題である場合）

17

要因③ 倫理観と理念の欠如

→一定程度は虐待防止研修の実施により改善される。

＜問題点＞

個人の資質の問題であったり、ベテラン職員等で前時代的認識を持っている場合、研修のみでは限界がある（性格や人生で培われた信念を変えるのは難しい）。

要因④ 虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ

→風通しのよい職場づくり

＜不適切な例＞

- ・ 特に、地位が高い、経験年数が長い職員が威圧的、支配的な態度を取っている場合に、改善すべきと思っても言えない、言っても聞いてもらえず諦めてしまう等悪循環に陥っている場合がある。

18

要因⑤ 人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ

＜問題点＞

- ・ 人手不足により同性介助できない
- ・ 複数職員による対応が取れない
- ・ 一人の職員による対応の時間が増える
(他の職員の目が入らないことで、虐待や不適切な支援に気付けない)

→職員の採用や人員配置の見直し、事務の効率化等が考えられるが、抜本的・即効性のある対応策を取ることが困難な要因ではないかと思われる。

19

(2) 虐待判断にあたってのポイント

▶ポイント①

- ア 虐待をしているという「自覚」は問わない
- イ 障害者本人の「自覚」は問わない

▶ポイント②

虐待（不適切な関わりを含む）は、あくまでも事実であったかということが問題であり、その背景や諸事情を併せて判断されるべきものではありません。

また、利用者や対象者を中心に考えていくべきものです。

→関係者の意識や周辺状況ではなく事実で判断されるべき

【出典】「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」
「障害者虐待防止-自治体におけるより良い対応についてみんなで考えるための素材集」

20

3 障害者福祉施設等の虐待防止と対応 ＜主に事前対応＞

※「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き対応」より要約抜粋

（１）障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合の通報義務（第16条）。

- ▶ 「障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した」場合とは、障害者福祉施設従事者等から明らかに虐待を受けた場面を目撃した場合だけでなく、虐待を受けたのではないかと疑いを持った場合は、事実が確認できなくても通報する義務があることを意味している。
- ▶ すなわち、障害者虐待防止法が施行された現在、障害者福祉施設等で障害者虐待があったと思われる場合は、誰もが市町村に通報する義務を有することになる。

21

＜補足＞ 早期発見義務／通報義務

3 虐待防止 ＜主に事前対応＞

障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、
障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。（障害者虐待防止法 第6条第2項）

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

（障害者虐待防止法第16条第1項）

22

名古屋市の 障害者虐待に関する通報窓口

- ▶ 各区役所福祉課・支所区民福祉課・保健センター
- ▶ 各区障害者基幹相談支援センター
- ▶ 障害者虐待相談センター ☎ 052-856-3003

【休日・夜間相談窓口】

電話：052-301-8359

FAX：052-308-4409

出前講座も実施中

高齢者・障害者への虐待について一緒に考えてみませんか

出前講座

高齢者虐待・障害者虐待の防止や対応について、分かりやすくお伝えします。

たとえば…

- 虐待防止法の理解、どんなことが虐待に当たるのか？
- 虐待の現状について
- 高齢者・障害者虐待の防止や早期発見のためのポイント など

対象	豊田名古屋市内の方 5名以上 (団体・当事者グループ・施設・事業所など)
費用	講師派遣にかかる費用は無料 ※ただし会場費等は申込者負担となります
時間	30分～90分程度 (内容については要相談)
派遣場所	市内の希望の場所 ※会場の確保・設備等は申込者が行ってください
申込方法	開催希望日の1か月前までにFAXかメールにて「出前講座依頼書」を下記連絡先までお送りください。その後センターより配属の連絡先にご連絡いたします。 ※近況に出前講座を依頼したことのある施設・事業所については、相談の機会が運ばれたことといった前向きな取り組みをします。

申込・問合せ先

名古屋市高齢者虐待相談センター
名古屋市障害者虐待相談センター

電話【高齢】052-856-9001 【障害】052-856-3003

FAX【共通】052-919-7585 **メール** kenri-gyakutai@juno.ocn.ne.jp

※高齢者虐待相談センター・障害者虐待相談センターは、名古屋市が設置し、社会福祉法人名古屋福祉協議会が運営・運営しています。

3 虐待防止 ＜主に事前対応＞

(2) 立ち入り調査等の虚偽答弁に対する罰則

障害者総合支援法上の規定（詳細割愛）

(3) 通報後の通報者の保護

通報方法として匿名でも可能、自分の身元が分からないように通報できる。

また個人情報を出した上で通報した場合でも、市町村からの聴取では通報者が所属団体に特定されないように配慮をもって聴取される。

＜補足＞ 通報後の通報者の保護等

3 虐待防止
＜主に事前対応＞

障害者虐待防止法（第16条）

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。 →**本人による届け出**

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

→**守秘義務の解除**

4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。 →**通報者の保護**

25

（４）虐待防止の責務と障害者や家族の立場の理解

3 虐待防止
＜主に事前対応＞

- ▶ 言葉によるコミュニケーションを行うことが難しい人は、多くの場合職員から行われた行為を説明することができないため、仮に虐待を受けた場合でも、そのことを第三者に説明することができない。
- ▶ 入所施設で生活した経験のある障害者の中には、「いつも、職員の顔色を見て生活していた。いつも職員の感情を推し量りながら頼んでいた」と言う人もいる。
- ▶ さらに、サービスを利用している障害者の家族も、「お世話になっている」という意識から、障害者福祉施設等に不信を感じた場合でも、障害者福祉施設等の職員に対して、思っていることを自由に言えない立場に置かれていることが考えられる。
- ▶ 障害者福祉施設等の管理者や職員は、自身が行うサービスによって、利用者である障害者や家族にこのような意識を働かせていることを常に自覚し、虐待の防止に取り組む必要がある。

26

(5) 虐待を防止するための体制について

- ①運営責任者の責務
- ②運営基準の遵守
- ③事業所としての体制整備
- ④虐待防止委員会の役割
- ⑤全ての職員への周知徹底
- ⑥障害者福祉施設等従事者がとるべき通報の手順
- ⑦通報手順の参考例

3 虐待防止
＜主に事前対応＞

事項のみ記載。
詳細は、巻末
参考資料等を
参照してくだ
さい。

(6) 人権意識、知識や技術向上のための研修

(7) 虐待を防止するための取組について

27

4 虐待が疑われる事案があった場合の対応 ＜主に事後対応＞

※「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き対応」より要約抜粋

(1) 虐待が疑われる事案があった場合の対応

- ▶ 障害者福祉施設等で利用者への虐待が疑われる事案があった場合は、障害者虐待防止法第16条に規定されている通報義務に基づき、虐待を受けた利用者の支給決定をした市町村の窓口に通報する。
- ▶ この時に、市町村に通報することなく、施設の中だけで事実確認を進め、事態を収束させてしまうと通報義務に反することとなるため、必ず市町村に通報した上で行政と連携して対応を進める。

28

(2) 通報者の保護

4 虐待対応

<主に事後対応>

- ▶ 通報した職員は、障害者虐待防止法で次のように保護される。
 - ①刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、通報を妨げるものと解釈してはならないこと（法第16条第3項）。
 - ②通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと（第16条第4項）。（虚偽及び一般人であれば虐待であったと考えることに合理性がない過失による場合は除く。）
- ▶ したがって、障害者虐待に関する通報をしたことを理由として、解雇や不利益な取扱いに該当する法律行為が行われた場合においては、当該行為は民事上無効と解される。
- ▶ また、公益通報者保護法においても、労働者が、事業所内部で法令違反行為が生じ、又は生じようとしている旨を所定の要件を満たして公益通報を行った場合、通報者に対する保護が規定されている。

29

(3) 市町村・都道府県による事実確認への協力

(4) 虐待を受けた障害者や家族への対応

(5) 原因の分析と再発の防止

(6) 個別支援計画の見直しとサービス管理責任者等の役割

(7) 虐待した職員や役職者への処分等

4 虐待対応

<主に事後対応>

事項のみ記載。
詳細は、巻末
参考資料等を
参照してくだ
さい。

30

5 参考資料

障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（施設・事業所従事者向けマニュアル）

令和6年7月に改訂されています

職場内虐待防止研修用冊子「障害者福祉施設、障害福祉サービス事業所における障害者虐待防止法の理解と対応」

20分程度で終わりますので、まだ研修等にご利用されていない場合は是非ご活用ください

資料のダウンロード場所（厚生労働省ウェブサイト内）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html

※検索エンジンで探す場合（下記は一例です）

- ①検索エンジンで【障害者虐待 厚生労働省】で検索
- ②検索結果から「障害者虐待防止法-厚生労働省」をクリック
- ③開いたページの中ほどにある「通知・Q&A・手引き・関連資料等」をクリック
- ④開いたページの中ほどにある「障害者虐待の防止と対応の手引き」に該当ファイルがあります

31